

平成 27 年度 第 1 回筑紫野市地域公共交通会議議事録

期 日 平成 27 年 10 月 2 日（金）

時 間 10:30～12:00

場 所 筑紫野市役所 本館 2 階 第 2・第 3 会議室

出席委員

藤木正文委員、中島徹也委員、青野剛委員（代理）、森岡壯一委員、森民夫委員、戸田登喜雄委員、河内益夫委員、畔田友美委員、加勢田学委員、山田学委員、永田孝男委員、中藺裕蔵委員、原数政委員、辰巳浩委員、山口浩司委員、江藤俊哉委員、藤木繁尅委員、後藤昭一委員、檜木孝一委員 以上 19 人

欠席委員

田中靖久委員、森賢二委員 以上 2 人

事務局

総務部 北橋部長

安全安心課 八尋課長、萩尾係長、寺崎主任 以上 4 人

随行人 2 名

【議事】

事務局 定刻になりましたので、只今から新しい会議として立ち上げる予定でございます「筑紫野市地域公共交通会議」を開催いたします。私は本日の司会を務めます、筑紫野市安全安心課の八尋と申します。

それでははじめに、本会議の主宰となります筑紫野市長より挨拶を申し上げます。

筑紫野市長 皆さん、おはようございます。筑紫野市長の藤田陽三でございます。去る 8 月 25 日に開催を予定しておりましたが、台風の接近により中止となったことから、本日が最初の会議となりました。

皆様方にはご多忙中にも関わらずご出席いただき、誠にありがとうございます。また、会議委員への就任の依頼をしまして、ご快諾いただき心からお礼申し上げます。

さて、筑紫野市においては、JR 鹿児島本線、筑豊本線及び西鉄天神大牟田線の鉄道網があります。また、九州自動車道や国道、県道の主要幹線道路が通っており、近県や近隣のアクセス道路として活用されるなど、地域公共交通を機能させるための基盤は整備されています。

しかしながら、モータリゼーションの進展や少子高齢化などの社会環境の変化により、地域公共交通は長期にわたり利用者の減少傾向が続いており、事業者単独ではその維持が困難な状況が発生しています。

鉄道、バス、タクシーなどの地域公共交通は、それぞれが特徴を生かし、補完、連携し、ネットワークとして機能することにより、その役割を果たします。また、地域公共交通は、一部分がなくなってしまうだけでもネットワークとしての機能を十分に果たすことができなくなることから、その確保・維持の重要性は、今後ますます増していくものであると言えます。

そういった中、本市におきましても、市内の路線バスに対して、運行委託や赤字補填を行うことにより、路線の存続に努めているところです。

しかし、地域公共交通を確保・維持するためには、単に財政的な支援をするだけでなく、行政や交通事業者はもとより、地域住民との協働により地域公共交通の利用促進に取り組むことが重要であります。

今回策定いたします地域公共交通網形成計画は、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークをつくることを目的としています。

本年度中の策定という限られた時間の中で、皆様方にはご苦勞をおかけすることになります。が、「持続可能な公共交通ネットワークづくり」のために、活発な議論をお願い申しあげまして、挨拶とかえさせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。藤田市長は次の公務がありますので、ここで退席をさせていただきます。

会議を始めます前に、この新しい会議の委員へのご就任をお願いし、快くお引き受けいただいた委員の皆さまのご紹介を行います。なお、本日代理でご出席されている皆様には、委員ご本人から委任状が提出されておりますことをご報告いたします。

(委員の紹介)

事務局

委員の皆さま、これからよろしく願いいたします。

それでは、会長が選出されるまでの会議の進行につきましては、筑紫野市総務部長の北橋部長にお願いいたします。

総務部長

総務部長の北橋と申します。どうぞよろしく願いします。

本日が初回ということもありまして、規約の承認及び会長が選出されるまでの間、私が進行させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員一同了承)

総務部長

本会議は原則公開としています。また、会議後議事録を作成し、公表することとしていますので、ボイスレコーダーで録音いたしますことをご了承ください。

それでは、事務局より筑紫野市地域公共交通会議の目的・役割について説明させます。

事務局

(筑紫野市地域公共交通会議の目的・役割について説明)

総務部長

委員の皆様から質疑はございませんでしょうか。

(委員一同質疑無し)

総務部長

二つの目的(道路運送法に基づく地域公共交通会議と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通活性化協議会の二つの会議)を考えながら、ここに書いている役割に応じて進めさせていただきたいと思います。

次に筑紫野市地域公共交通会議規約(案)の制定について説明をお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

総務部長

委員の皆様から質疑はございませんでしょうか。

(委員一同質疑無し)

総務部長

それでは規約(案)についてご承認いただけますでしょうか。

(委員一同了承)

総務部長

それではご承認いただきましたので、お配りした資料のP1の筑紫野市地域公共交通会議規約(案)の(案)を消していただくと同時に、P4附則この規約の文章に、本日の日付である平成27年10月2日から施行する、と付け加えていただきたいと思います。

ご承認いただきました規約に基づき、本会議の成立要件についてご報告させていただきます。委員総数21名に対して、本日出席者は19名となっています。よって規約第8条第2項によりまして、本会議は有効に成立していることをご報告します。

次に規約に基づきまして、当協議会の役員を選出したいと思います。まずは会長についてですが、規約第6条第2項に、会長は筑紫野市長もしくはその指名する者とありますので、筑紫野市副市長であります藤木委員が会長となります。また、規約第8条第1項により、会長は会議の議長となりますので、これからの会議の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。

議長

議長を勤めさせていただきます藤木でございます。よろしく申し上げます。それでは、規約第6条第3項及び第14条第2項の規定に基づきまして、委員の中から副会長と監査委員2名を私から指名をさせていただきます。副会長を福岡大学教授の辰巳委員、監査委員を福岡銀行二日市支店長の山口委員、筑紫野市区長会副会長の森委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員一同了承)

議長

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

続きまして、「筑紫野市地域公共交通会議財務規程(案)」、「筑紫野市地域公共交通会議事務局規程(案)」、「筑紫野市地域公共交通会議謝金及び費用弁償に関する規程(案)」、「筑紫野市地域公共交通会議傍聴規程(案)」につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局

(資料に基づき説明)

議長

委員の皆様からご質疑などあればお願いします。

(委員一同質疑無し)

議長

質疑はございませんので、「筑紫野市地域公共交通会議財務規程(案)」、「筑紫野市地域公共交通会議事務局規程(案)」、「筑紫野市地域公共交通会議謝金及び費用弁償に関する規程(案)」、「筑紫野市地域公共交通会議傍聴規程(案)」につきましては、承認ということによろしいでしょうか。

(委員一同了承)

議長

それではご承認いただけましたので、お配りした資料の(案)を消していただくと同時に、各規程の施行日について平成27年10月2日との記入をお願いします。

続きまして、「平成27年度筑紫野市地域公共交通会議予算(案)」につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局

(資料に基づき説明)

議長

委員の皆様からご質疑などあればお願いします。

委員

予算について、資料印刷などの経費についての考え方を確認させてください。

事務局

資料の印刷費については、追加で事務費としてあげさせていただきたいと思っています。第一回に関しては、委託がありましたので、そちらの費用として考えたいと思っています。次回からは事務費から捻出する予定です。

委員

事務費の出所はどのようなのでしょうか。

事務局

市費の方からと考えています。

議長 その他質疑はございませんので、「平成 27 年度筑紫野市地域公共交通会議予算（案）」につきましては、承認ということよろしいでしょうか。

（委員一同了承）

議長 それではご承認いただきましたので、お配りした資料の（案）を消していただきたいと思えます。

これをもちまして本日予定していた議事は全て終了となります。ありがとうございました。

事務局 それでは協議事項に移らせていただきます。「筑紫野市内の公共交通にかかる現状について」事務局より説明させていただきます。

（資料に基づき説明）

事務局 何かご質問はありませんでしょうか。

委員 カミーリヤバスが公共施設の利用以外不可となっているが、どのようにしてチェックしているのでしょうか。このバスを利用して買い物や病院に行かれている方もいらっしゃるかもしれないので。

その他に、スクールバスあるいは福祉タクシー、タクシーチケット、地元の病院の送迎バスの状況についても教えてください。

事務局 カミーリヤのチェック状況ですが、年に一度乗込み調査を実施しています。その調査を通して、どこでも降りているわけではなく、公共施設を利用しているのではないかと考えて認識おります。

委員 そうするとチェックはなく、実態としては公共施設を利用したついでに買い物に行かれている方もいらっしゃるという判断で良いですか？

事務局 はい。

スクールバスは、御笠コミュニティセンターの近くに阿志岐小学校という小学校がありますが、そちらの方で天山地区の方からスクールバスがあります。小学校用のタクシーですが、馬市地区というところから学校へタクシーでの輸送があります。ちくしのバスのやまぐち線、みかさ線に関しましても、山口小学校や吉木小学校などへスクールバスも兼ねた委託バスを走らせています。

委員 では、ちくしのバスのやまぐち線、みかさ線がスクールバスの役割を担っているということですね。

次に、高齢者向けのタクシーチケットはどうでしょうか。

事務局 タクシーチケットは、身体障害者手帳をお持ちの方に対して、行っているものがございます。

委員 では、病院との送迎についてはどうでしょうか。

事務局 病院との送迎に関しては、私どもの方でもどこが行っているかは、はっきりとは把握しておりませんが、地域別懇談会で、ちくしの市と筑前町の境目のところで一部行われている病院があると伺いました。他のところに関しては、デイケアなどで行っていると聞いています。

今のご質問の中で言われたところは、今後計画を作っていく上で重要となってくるところをお示しいただいたものだと思いますが、カミーリヤバスの利用人数とか、スクールバスの走行範囲とか、それを利用している子供の人数とか、分かる範囲については、次回の協議会でお示したほうがよろしいでしょうか。

委員 そうですね。そうしていただかないと、他の自治体でたくさん失敗事例がありますから。

事務局 わかりました。ありがとうございました。

委員 分担率を整理しているところで、バスに乗って、そこから電車に乗る人はどう集計されているのでしょうか。

事務局 国勢調査の中に整理されている交通手段を今回は整理しています。交通手段には、優先度というものがあって、代表交通手段で整理しています。バスと電車であれば、電車のほうにカウントされます。

委員 それであれば、必ずしもバスの利用率が低いというわけではなさそうですね。

事務局 数字としては、あくまで参考ということで見ていただければと思います。

委員 駅 800m やバス停 500m などのカバー範囲に関して、何をもって決めているのでしょうか？

事務局 この計画以前から、500m と 800m で評価していたので、その考え方を変えるわけには行かないので、その考え方を踏襲しています。

委員 了解しました。

次に、教育施設アクセスの話ですが、筑紫高校へアクセスしているスクールバスが運行していないということですが、筑紫高校の生徒はどうやって通学しているのでしょうか。

事務局 筑紫高校のアクセスについてですが、自転車か徒歩、西鉄朝倉街道駅から徒歩で来ているようです。

それでは、今後のスケジュールについて説明いたします。

(資料に基づき説明)

委員 最初の「筑紫野市地域公共交通会議の目的・役割について」の説明で、2つ役割があるという話でしたが、この形成計画については、活性化協議会としてのものですよね。道路運送法に基づくものに関しては、この活性化協議会に吸収するということですか。

事務局 現段階では、まずは地域公共交通網形成計画作成を目的として、当面はこの会議を進めていきたいと思えます。今後会議の進捗状況に応じて、具体的な協議等を行う必要が出てきた場合は、道路運送法に基づく協議を行っていきたくと思っています。

委員 「地域の実情に応じた乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する協議を行う」ことは、地域公共交通網形成計画に反映されるのでしょうか。

事務局 現段階では、形成計画ではそこまで具体的な話にはならないと考えています。仮に形成計画に具体的な話を盛り込むことになれば、道路交通法に基づく地域公共交通会議を開く必要が出てくると思えます。

委員 同時並行でやるのではないのでしょうか。

事務局 計画の実施段階になったときに、並行して行うことにはなると思えます。現段階では、二つ動かせるようにしておいて、まずはそのうち一つに取り組もうということですか。

委員 3月に計画を作成した後も道路運送法に基づく会議が続くということですか。

事務局 この協議会は、計画・実施、またその道路運送法に基づく会議も将来的には出てくると思っています。今後は公共交通をより良くしていくために毎年行っていくものだと思います。

委員 策定以後に幹事会などの活動はするのでしょうか。策定以前に幹事会などをする必要があるのではないのでしょうか。

事務局 現段階では、策定以前に幹事会・分科会などの活動をする予定はありません。しかし、必要に応じて開催する形になると思えます。実際に必要になったときに動けるように規約に入れております。

委員

公共交通網形成計画策定というものは、筑紫野市の地域でどのような考え方で公共交通を整備していくのかとか、どういう基準で公共交通を導入するのかとか、マスタープラン的な今後の方向性を示すものとなります。その中で、福祉バスとかちくしのバスみかさ線・やまぐち線とかをどうやって乗せていくのかとか、スクールバスに一般の人を同乗させるなど、全体像を網形成計画で策定していきます。その後、廃止するとかになれば、道路運送法で、運賃などをどうするかとかを地域公共交通会議で決めていくという流れになると思います。

事務局

次回会議を10月23日金曜日、時間は10時から、場所は筑紫野市第2・第3委員会室で行いますので、よろしくお願ひします。

以上